



りそな銀行アジアニュース

平成 23 年 7 月 1 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

「中国の個人所得税法の改正について」

2011 年 6 月 30 日、中国の第十一回全国人民代表大会 (略称: 全人代。国会に相当) 常務委員会の第二十一回会議にて、「中華人民共和国個人所得税法」の改正案が採択され、9 月 1 日より実施することになりました。今回の改正では、注目されていた個人所得税基準控除額の引き上げが行われ、また、一部適用税率等の調整がされました。主な内容は以下の通りです。

1、基準控除額の引上げ

改正前	2,000 元
改正後	3,500 元

個人所得の基準控除額超過部分は個人所得税の納税対象となりますが、今回改正以後、全国で納税する人は約 8400 万人から約 2400 万人と大幅に減少(▲6000 万人)する見込みです。

外国人については今回の改正で触れられていませんが、基準控除額は 4,800 元から 6,300 元に同額の引上げがなされると言われています。

●過去の基準控除額引上げの推移について

1993 年	1999 年	2003 年	2005 年	2007 年	2011 年
800 元	1,000 元	1,200 元	1,600 元	2,000 元	3,500 元

2、適用税率の段階、税率、適用範囲の修正

具体的には、適用税率の段階が 9 段階→7 段階に減少。

最低税率が 5%→3%に引下げ。

税率 10%以下の適用範囲が拡大。

●変更後の適用税率及び速算控除額について

基準控除後所得額の範囲	適用税率	速算控除額
①1,500 元以下	3%	0 元
②1,500 元超 4,500 元以下	10%	105 元
③4,500 元超 9,000 元以下	20%	555 元
④9,000 元超～35,000 元以下	25%	1,005 元
⑤35,000 元超～55,000 元以下	30%	2,775 元
⑥55,000 元超～80,000 元以下	35%	5,505 元
⑦80,000 元超	45%	13,505 元

個人納税額 = (所得総額 - 社会保険料 - 基準控除額) × 適用税率 - 速算控除額

上述以外に、納税申告期間が現行の 7 日間から 15 日間に延長されるなどの調整がなされました。

今回の改正は、低所得者の税金負担を軽減する一方、高所得者の税金負担を増やし、貧富格差を縮小するのが狙いです。近年、中国では貧富差が拡大されつつあり、国民の不満を浴びています。当初の基準控除額 3,000 元 (+1,000 元) にするとの草案に対し、まだ低いと多くの国民に反対された結果、更に 500 元増加することになりました。

出所: 中国人民政府ホームページ

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-6704-2723

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載